

**「総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ（第7回）」
議事要旨**

○日時

令和5年6月30日（金）10時00分～12時00分

○場所

オンライン会議

○出席委員

山内弘隆座長、大関崇委員、大貫裕之委員、桑原聡子委員、神山智美委員、松本真由美委員

○オブザーバー

山梨県 加藤栄佐環境・エネルギー政策課長、那須塩原市 松本仁一気候変動対策局局長、電力広域的運営推進機関 梶原俊之再生可能エネルギー・国際部長、九州電力株式会社 コーポレート戦略部門 松本一道部長

○関係省庁

総務省、農林水産省、国土交通省、環境省

○事務局

能村新エネルギー課長

○議題

（1）再エネの長期電源化及び地域共生に向けた制度的検討の論点

委員からの主な意見は以下のとおり

<地域とのコミュニケーション要件>

①説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲

- ・ 説明会の開催は事業者に対応の期間と経費を発生させる。再エネ導入に過度な負担とならないよう小規模電源には配慮し、説明を実施すべき再エネ事業者の範囲

はできる限り数字や区域などを明確な指標で示して、事業者や住民の予見可能性を担保することが肝要。事業者へのヒアリングも重要。

- ・ 自治体の条例でも規制の在り方が異なる。例えば10kW以上の設備を設置する場合、地域住民への説明会の開催を要件にしているものもあり、地域の実情に応じた柔軟性も勘案する必要がある。
- ・ 小規模複数案件の一体性については、基本的な考え方としては再エネ特措法や電気事業法等の他法令の分割案件の考え方を踏襲することでよいのではないかと思う。また、時間の概念については、再エネ特措法では価格が変わるタイミングが制約条件になるため、1年や2年程度でよいのではないか。
- ・ 「同一市町村で実施する事業」とあるが、市町村の面積が大きいケースもあるため、至近距離の基準については慎重に検討が必要。
- ・ 実質的な事業主体が同一であるSPCの場合も説明会の開催等を求めるべき。
- ・ 災害の影響が及ぶ恐れが高いエリアについて、例えば盛土規制法の規制対象区域内のものは対象としていくといったことはあり得る。
- ・ 土砂災害警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地規制区域などのリスクがあるエリアにおいては、原則設置を禁止することも検討できないか。リスクある土地でのトラブルは、健全な再エネ開発までストップをかけてしまうことにならないか懸念。地域にとって不適切な再エネ事業がどのようなものか事務局が判断基準を示し、それに対して規制をかけるという方法もあるのではないか。
- ・ 地域に愛着のある自然環境や景観があることに配慮し、保護エリアとして指定されていない場合でも説明会開催を要件化あるいは努力義務化する必要があるか。
- ・ 温対法の促進区域等で既に合意が得られている事案等では、説明会の義務付けを不要とする事務局案に賛同。

②説明会の内容

- ・ 説明事項について、特に社外秘と指定されている情報は除外すべき。情報公開法で不開示情報に該当する法人情報の場合（最高裁判例で不開示情報に該当すると判断されている場合を含む。）は、除外または努力義務とするなど、精緻な検討が必要。
- ・ 関係者情報については、実質的な事業主体が開示されるよう求めることが適切。
- ・ 事業者がどこまで説明を尽くせば事前周知の義務を果たしたことになるか、どこまでが事業者の法的義務なのか分からない他制度の事例もある。要件と努力義務を明確に分けて規定することの意義は大きい。
- ・ 事業者と住民との住民の説明会に対する行政の関わり方として、適切な指導や報告義務を課すといった監督を徹底してほしい。

③「周辺地域の住民」の範囲

- ・ できる限り数字や区域などの明確な指標で示し、事業者にとっても住民にとっても予見可能性を担保することが重要。その観点で、事業の実施場所からの距離を基本としてはどうか。その上で、景観や自然環境などの保護エリアが設定されている場合は、自治体と協議の上、範囲を調整できるような規定を設けられるとよい。

④その他全般

- ・ 説明会の目的・ゴールをどこに置くか整理が必要。地元の同意まで求めると事業上過大な制約となる一方、説明会で出た改善要望や意見には一定の配慮を行ってもらうことも必要。事業者側に何をどこまで努力してもらうのかにより、説明会の実施や質疑応答の在り方に関する考え方も変わってくる。
- ・ あくまで影響が及ぶ可能性がある周辺住民への周知の機会であり、その目的が住民の不安や不信感の払拭であることを明確にする必要がある。
- ・ 省令改正後、自治体に条例全般の構築から検討してもらえよう、自治体向けの周知徹底をしてほしい。

<認定事業者の説明責任明確化>

- ・ 監督義務については、多くの案件が委託を行っているものと考えられ、運用側でしっかりチェックできるかが重要。
- ・ 事務局案の方向性に賛成。委託先から認定事業者に対する報告体制については、委託内容に応じてどのような内容、頻度の報告を求めるべきか、事業者ヒアリングの機会があるとよい。

<違反状態の未然防止・早期解消の措置>

- ・ 交付金の一時停止について「違反に係る客観的な措置がなされた段階」を発動のトリガーとすることは適切。書面による行政指導が先行することが望ましく、関係法令を所管する省庁との連携が必要。
- ・ 交付金の取り戻しについて、違反状態のまま廃止する場合に、例えば違反状態のまま10年後に廃棄を適切に行ったからといって、10年分の違反状態分の取り戻しを認めることは適切ではないと思われる。
- ・ 違反状態解消の事実は、行政庁と認定事業者の間で明確にする必要がある。認定事業者が事業を廃止した場合は、廃止届出が必要であることとの平仄をとる観点から、認定事業者から違反状態解消の届出を求める制度設計があり得る。
- ・ 認定取消しになり、交付金の積立分が取り戻せなくなった場合に、解体等が適切に行われることをどのように見届けるのかも検討が必要。

<太陽光パネルの増設・更新に関するルール>

- ・ 増設・更新に伴い不要となるパネルの適正廃棄については、事務局案に賛成。新設されるパネルの適正廃棄については、放置されないようにしっかりと周知など行っていくことが必要。
- ・ 新設分のパネルの廃棄費用は、非FIT・非FIPの場合も含め、事業者による外部積立制度のようなものを考えていくことも必要。そうした制度による前は、例えば廃棄費用の積立計画を出させるなども一案。事業者の意見も聞きながら制度設計ができるとよい。

オブザーバーからの主な発言は以下のとおり

- ・ 説明会を実施すべき事業者の範囲について、例えば複数の低圧案件に対し各々SPCが設立され、親会社や役員が同一の場合、実質的に同一とみなし当該事業者にみなすべき。

- ・ 電源の規模について、特定高圧・高圧・低圧と分けているが、自治体の条例ではより少ないkW数や面積要件により説明会を求めている例もある。メガソーラー以外でも住宅地や集落、別荘地の近くで太陽光発電設備ができる場合は近隣の市民や議会から御意見があったりするのが実情。自治体条例との関係も含め議論を進めていただきたい。
- ・ 自治体によっては、そもそも土砂災害警戒区域等での設置を禁止している条例もある。地域の実情に応じた地域独自の取組とどのように整合させるかについても議論を進めていく必要がある。
- ・ 説明会の内容や質疑応答について、条例では具体的に示していることが少なく、今回省令で示されることが自治体条例の拠り所になると考える。一般的には、説明会に先立ち、自治体と事業者との事前協議が行われ、その中で確認された事業の内容に基づいて説明会が開催されるという流れが多い。
- ・ 住民の範囲について、那須塩原市の条例では、計画地からの一定距離に居住する住民等と、自治会の代表者を加えている。今回の説明会要件化が条例による説明会の規定の根拠となると望ましい。一方、条例による基準は自治体により異なり、地域の実情に応じた条例に配慮いただくことも必要。

<事務局>

- ・ 事業者の同一性については、他制度も参考にしつつ、SPCへの対応も含め実体上同一と考えられるものについては規律が適用されるよう、実務的にどこまで可能か議論していきたい。
- ・ 説明会の対象住民の範囲については、事業者に対する予見可能性や過度な負担にならないようにという観点、自治体との関係も含め、検討していきたい。
- ・ 説明会のゴールをどう位置づけ、そのためにどう要件化するかについても議論を深めていきたい。
- ・ 交付金の一時停止に係る実務的な詰めについては、関係者へのヒアリング等も踏まえ議論していきたい。
- ・ 廃棄等費用の積立てについては、最終的には非FIT・非FIPも含めた制度を念頭に、適正廃棄の担保の仕方について更に議論を深めたい。

以上

お問合せ先

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話 : 03-3501-4031

FAX : 03-3501-1365